

「情報公開」4月から実施

第1条 この条例は、市政に関する情報を公開することによって、必要な事項を定めることによつて、

〔目的〕

春日市情報公開条例

一部

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該

春日市情報公開条例全文16条のうち、条例の目的、情報の意義、閲覧等の請求権者、公開しない情報等の関係条文と閲覧等事務運営のあらましを掲載いたしました。

地方自治の本旨に則り、基本的な権の確保及び知る権利の行使並びに参政権の保障を図り、もつて公正で民主的かつ効率的な市政の実現に資することを目的とする。

〔定義〕

春日市の情報公開条例は1月末の臨時市議会で条例案を可決、市は4月1日からの実施に向けて動き出しました。

市のレベルで情報公開条例を制定したのは全国ではじめて。また、九州では大分県緒方町に次ぎ2番目、全国では神奈川県などに続き6番目です。

新しい市条例の実施関係機関では、現在、情報・文書等の分類、整理に取り組んでいます。

各号に定めるところによる。

〔公開の原則〕

- (1) 情報 市の執行機関が作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもの及び電子情報処理システムの入力物をいう。
- (2) 住民等 市内に居住、勤務又は在学する個人、市内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体及びその他市税納税者をいう。
- (3) 保管者 市の執行機関又はこれらから委任を受けた者であつて、当該情報を所持又は保管するものをいう。
- 第3条 保管者は、第1条の目的を達成するために、その所持又は保管する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。
- 第4条 住民等は、第6条第1項に規定する閲覧等によつて得た情報を適正に用いなければならない。
- 第5条 保管者は、その所持又は保管する情報の目録簿を調製し、所定の場所に常に備え置いて、一般の閲覧に供しなければならぬ。

ガラス張り市政の実現へ

健康と文化の
公園都市
春日

3.1.58 No.272

— 本号の主な内容 —

- 「情報公開」4月から実施特集 ②
- 情報公開はこうした手順で ②③
- 統一地方選挙が近づきました ④
- 春日風土記—須玖の杜 ⑤
- 印鑑登録で財産を守ろう ⑦
- 家庭菜園の入園者を募集 ⑧



市報

かすが

発行・編集 春日市役所市長公室

春日市役所 ☎(501)1131

市の人口

(2月1日現在)

男 35,373人
女 35,365人
70,738人

前月比 +155人
昨年2月 68,177人
本年増 +2,561人
世帯数 23,821
昨年2月比 +1,060世帯

今月は納期

国民年金保険料…………… 3月分
市営住宅使用料…………… 3月分
保育所保護者負担金……… 3月分

情報公開は こうした手順で

(情報の閲覧等)
第6条 住民等は、保管者に、情報の閲覧、再生、謄写又は複製(以下「閲覧等」という)を請求することができる。

2 保管者は、前項の請求があったときは、次条に該当する場合を除き、請求に係る情報の閲覧等をさせなければならない。

(公開しない情報)

第7条 保管者は、次の各号に掲げる情報は、その閲覧等をさせないことができる。

(1) 個人に関する情報(次号に該当するものを除く。)で公開することにより、その個人の権利、名誉又は幸福を害するおそれがあると認められるもの

(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人その他の団体又は当該個人に不当に不利益をもたらすと認められるもの(住民の生命、健康又は安全に重大な影響を及ぼすと認められる事項に関するものを除く。)

(3) 市の機関の意思決定の過程の情報で、公開することにより、当該意思決定の公正の確保に著しい支障が生ずると認められるもの

(4) 行政上の取組み、検査、争訟、入札、試験等に関する情報で、公開しないことが公正な行政を遂行するために必要であると認められるもの

保管者は、法令又は条例で特に公開しない

いことが定められている情報は、これを公開することができない。



文書類の分類、整理で書庫も多忙

情報公開閲覧等 事務の全容

システム運営の詳細は、まだ検討状況にありますが条例文、条例制定審議会での議論等からシステムの大きな流れを描いてみます。閲覧コーナー(総務課)があり、そこは全庁をカバーする情報の目録簿(文書分類表、ファイル基盤表)を備えています。そこで、請求者は閲覧コーナーに向き、閲覧コーナーにおいて「これこれについての情報(文書等)を見せてほしい」と申し出をします。担当の職員は、その申し出に基づいて文書分類表なりファイル基盤表により該当する文書及びそれを保管している課(当該課へ問い合わせ)を捜し出すこととなります。請求者は、その場で閲覧等の申請書を出し(閲覧等の請求に係る情報の内容を申請書に記載する)

3 第1項各号及び前項のいずれかに該当する事項を含む情報につき、当該該当する部分とそれ以外の部分とを区分できるときは、保管者は、当該該当する部分を除いて、当該情報の閲覧等をさせなければならない。

4 第1項各号のいずれかに該当する情報につき、一定の期間の経過により公開しない事由が消滅したときは、保管者は、速やかに当該情報を公開できるよう措置しなければならない。(以下省略)

することになります。(条例第8条)ただし「一般に周知させることを目的として作成された情報(P.R.文書、刊行物等)」である場合の請求は口頭により行うことができます。この場合、閲覧コーナーは関係課に連絡をとり、コーナーに必要な情報を届けさせることにより、請求者はその場で閲覧等が可能となります。

しかし、第8条ただし書き以下に該当しない場合は、請求に係る情報は、公開できるか否かを検討することになりますので、そこで申請書を受理すると請求者には一旦帰宅してもらうこととなります。この間、申請書を当該情報を保管する課へ送付することになります。関係課では、条例第7条で定める適用除外事項に該当するか否かを判断し、公開するか否かを決定(課長の決裁)することになります。判断が困難な場合は、内部

的審査機関(假称判定委員会)に相談しながら決定していくこととなります。

この決定は、受理した日の翌日から起算して7日以内(請求された情報が複雑又は特定することが困難等の場合は14日以内)に行います。(条例第9条)

決定した場合は、その旨を請求者に通知しますが、非公開とした場合は①その理由(一定の期間の経過により公開することができなくなることを告示して通知します。公開の決定を受けた場合は、請求者は通知(〇月〇日以降△△課へ行けば閲覧等ができる旨を示す)に示された場所へ出向くこととなります。なお閲覧等のうち謄写・複製をしてもらうときは請求者はその費用を支払うこととなります。(条例第15条)非公開の通知を受けた場合、請求者は市長等

に対し異議の申立てをすること
ができます。

市長等は、情報公開審査会に当該異議の申立てについて審査を求め、この情報公開審査会の決議を尊重して「異議の申立てを認める決定」或は「異議の申立てを棄却する決定」をします。ここで棄却された場合、請求者は行政事件訴訟を起し、非公開決定処分の適否を争うことも可能です。

なお、情報公開制度の健全な運営を図るため、諮問機関として情報公開制度審査会を設置することにしてあります。(条例第13条)またシステムの運用状況について議会及び一般に報告、公表することになっております。(条例第14条)

請求できる情報

請求できる情報は、昭和57年度以降に作成し、又は取得した情報からです。(昭和56年以前に作成し、又は取得した情報については、今後書庫内の文書等を文書分類表に基づき、保存年別に整理が完了したものと成ります)

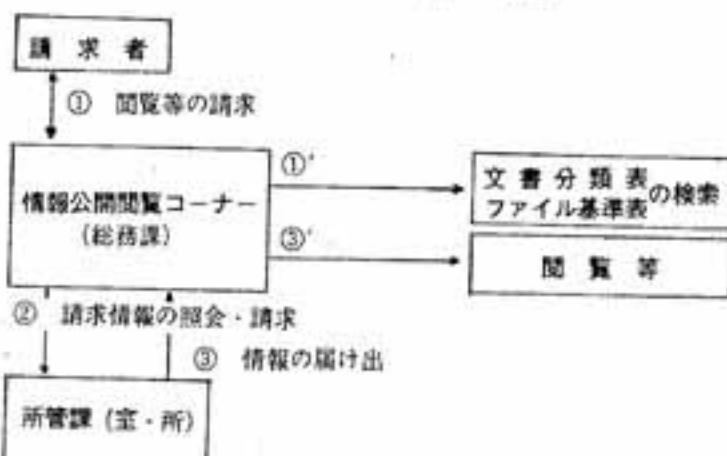
非公開基準の考え方

(1) 個人に関する情報であつて特定の個人が識別され又は識別されるもの(条例第7条第1項第1号関係)

例えば、個人の思想、信条、出生、宗教、職業、経歴、犯罪、財産、趣味、学業成績等に関する情報が記載されているもの。ただし

情報公開閲覧等事務処理計画図

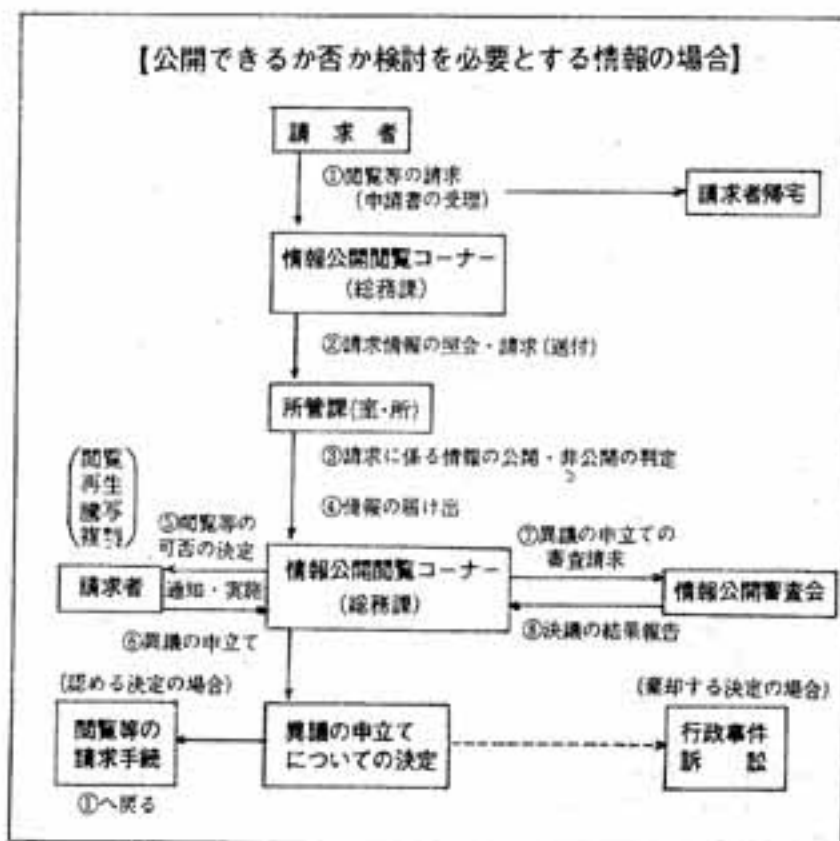
【当日閲覧等可能な情報の場合】



(1) 個人でも法令の規定により開示することができるとされている情報(2)公表することを目的として作成し、又は取得した情報(3)法令の規定により行われた許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であつて公開することが公益上必要と認められるものは公開される。(開発行為に係る事前協議書・建築確認申請書の写等)

2号関係)
例えば、資金計画や工場の立地計画等は公開しない。ただし(1)住民の生命、健康又は安全に重大な影響を及ぼす危害から守るため公開することが必要と認められる情報(2)企業等の不当な活動によって消費者生活の安定に支障が生ずることから消費者を保護するため公開することが必要と認められる情報(3)は公開される。(食品公害に係る調査表等)

【公開できるか否か検討を必要とする情報の場合】



(3) 意思決定の公正の確保に著しい支障が生ずると認められるもの(条例第7条第1項第3号関係)
市内部、県及び他市町との間における審議、検討、調査研究等に関する情報であつて、公開することによって支障が生ずるおそれのあるもの。(部内で作成した試案・案案等や部内会議における意見

交換の記録、県・市町村担当者会議記録等)
(4) 公正な行政を遂行するため必要であると認められるもの(条例第7条第1項第4号関係)
取締り、検査等の計画及び実施細目、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験問題等が非公開とされる。
(情報公開準備室)
(総務課)

統一選挙が近づきました

福岡県知事（県議）、春日市長（市議）の選挙が次のとおり実施されます。

今回の選挙は、私たちの声を反映させる絶好の機会です。選挙違反をなくし、明るく正しい気持のよい選挙をしましょう。

① 4月10日（日）

知事（県議）選挙の投票日

② 4月24日（日）

市長（市議）選挙の投票日

市長、市議会議員

立候補予定者説明会

市長、市議会議員立候補予定者説明会を3月12日（土）春日市役所大会議室で14時から行います。
立候補予定者はご出席ください。

（春日市選挙管理委員会）

天神山小学校区に

投票所を増設

投票所が今回の選挙から、一つ増えました。
新しい増設投票所は天神山

あなたの投票所・投票区域一覧

下記の投票所、投票区域表をご覧になって、不明の点がありましたら市選挙管理委員会（501）1131に問い合わせください

投票所と投票区	投票区域
第1投票所 春日小学校体育館	上白水17、18、22-29 下白水338-529、540-798 小倉500以上のうち春日小学校区 坂口町1丁目-2丁目 1の谷1丁目-3丁目、4丁目18-45、6丁目44-73
第2投票所 春日東小学校体育館	春日1067の1、1069、1072、1556の3、96-100、1560、1561、1562、1564、1568-1570、1577 原町1丁目-3丁目（航空自衛隊を含む） 若葉台西1丁目-6丁目、若葉台東1丁目-5丁目 小倉499以下のうち春日東小学校区 伯玄町（2丁目24-31及び44を除く） 宝町1丁目-4丁目 光町1丁目-3丁目 千歳町1丁目-3丁目
第3投票所 春日北小学校体育館	須玖9-700台、907-1355 須玖1156 岡本町1丁目-5丁目 神明町1丁目-3丁目 日の出町1丁目-5丁目 大和町5丁目（陸上自衛隊営内者を除く）
第4投票所 春日原小学校体育館	春日原北町1丁目-5丁目 春日原東町1丁目-4丁目 春日原南町1丁目-4丁目 春日400-600、618、624、625、630
第5投票所 春日西小学校体育館	上白水（16-29を除く）251以上のうち春日西小学校区 一の谷4丁目1-124（18-45を除く）5丁目全番地 一の谷6丁目1-43 東、西労永下白水530台、799以上のうち春日西小学校区
第6投票所 須玖小学校体育館	須玖800-906、1356以上 須玖801 小倉のうち須玖小学校区、春日台 赤井手1丁目-2丁目
第7投票所 春日南小学校体育館	下白水1-173、175-337のうち春日南小学校区 ちくし台1丁目-5丁目 椋原台1丁目-3丁目 春日1-399、1000-1606のうち春日南小学校区
第8投票所 大谷小学校体育館	大和町1-4丁目、5丁目（陸上自衛隊営内者のみ） 小倉のうち大谷小学校区、地区病院 春日1570、1577のうち大谷小学校区 伯玄町2丁目24-31、及び44
第9投票所 天神山小学校体育館	上白水2-16、19、20、21の1、30-169、170-206、207-1307のうち天神山小学校区（白水団地） 下白水174、178、186-192、196、201-204、208以上のうち天神山小学校区（松ヶ丘）

小学校区の第9投票所です。このため一部の地区で投票所が変わっておりますので、投票入場整理券に書かれた投票所をお確かめのうえ、投票所へおいでください。

移動労働相談所開設

—お知らせ—

中小企業に働く労働者・使用者のため、労働問題および中小企業従業員の生活資金貸付等の相談に応じます。気軽に相談ください。
（日時）3月24日11時-15時
（場所）大野城市曙町2丁目
大野城市総合福祉センター1階

（相談内容）
①労働条件関係・労使関係問題、賃金関係その他
②労働福祉関係・中小企業従業員の生活資金貸付、同労働福祉施設等資金貸付、同退職金共済制度
主催者 福岡労働福祉事務所
☎（南）2538

粕屋地区も市内局番に

粕屋地区（宇美・志免・須恵・粕屋・藤原・久山・古賀・新宮）の電話市外局番が3月10日午後2時から、福岡都市圏と同じ「091」になり、これからは市内局番「3ケタ」と加入者番号「4ケタ」をダイヤルするだけで、つながるようになります。



54

須玖の杜 ⑧
須玖小学校から110年 (その5)

明治二十二年四月一日から「市町村制」が施行され、福岡県には福岡市と久留米市の二つの市が誕生し、現在の春日市は、春日・小倉・上白水・下白水・須玖の五つの村が合併し、その中で一番面積が大きかった春日の名をとって、那珂郡春日村としてスタートしました。

また同じ須玖尋常小学校校区で春日村となった以外の野添郷、上下両田、横手、井尻の五村と那珂小学校に編入されていた五十川村が一つとなり那珂郡春日村ができました。

こうして、新しい春日市が発足するに伴い、新たに「町村立小学校設置区域」が布達され、それに沿って校区も再編成されることになりました。

しかし、実は、これは今までの須玖尋常小学校の呼び名を変えたにすぎませんでした。変わったことは須玖尋常小春日分校が、独立校として第二春日尋常小学校となったことでした。

同じ四番学区にあったもう一つの分校(上野岡分校)はすでに明治二十二年に須玖尋常小学校に吸収済みとなっていました。



第一春日尋常小の跡(須玖・武末英輔氏宅地内)

早速、七月には三番学区の安徳小から上白水の児童十八名を引き取りなればなりませんでした。さいわい、この方はスムーズにいったようです。

というの、これは今まで五十川村は那珂郡尋常小学校区だったので、市町村制施行で日佐村に編入されたため、当然、学校も春日町佐田村組合立である第一春日尋常小学校ということになります。

五十川から那珂の小学校までは十町(約1.1km)ならずですが、当時、まだ、須玖にあった第一春日校までは約2倍の距離の二十町以上もあったのです。

「五十川村」が日佐村「大字五十川」となったばかりに、これまで、なれ親しんできた学校からかえって遠い学校へ集団転校しなければならぬのですから「黙っておくれにはいかない」というのが五十川の人々の苦分でした。

涙と話し合いは十一月まで続きましたが、結局は「決まりは決まり」ということで、五十川の子どもたちはシブシブながら十二月から第一春日校に編入されることになっていました。

ところがどうしたことでしょう。あけてびっくり、女児、一名モ入学セザリシ。最悪の状況になってしまいました。親子揃いされた五十川地区の人々の猛烈な反対運動が起きたのです。結局がつくのは七年後で、その後、日佐小ができる明治三十五年まで五十川の子どもたちは暗れて那珂村「預りの身」となるのです。

春日市郷土史研究会
平川 善樹

柔道クラブ員募集

春日市柔道クラブは、58年度の新学期部員を次の通り募集しています。

●対象 市内に居住の小・中学生

●練習 毎週、火・木・土曜日 17時～19時(中学生は20時まで)

●申込み 市立スポーツセンター内 春日市少年柔道クラブ

☎(51)3234へ

少年ラグビー部員募集

春日市スポーツ少年団春日リトルラグビーズクラブでは、次のとおり少年部員を募集しています。奮って参加して下さい。

○応募資格 幼稚園児から中学生までの男女

○募集期間 随時

○練習 毎週日曜日9時～12時

○練習場所 春日市スポーツセンター

○申し込み 春日市原町1-77 春日市リトルラグビーズクラブ 事務局 ☎(52)1551へ

春日市

ウォークラリー大会

ウォークラリー大会を左記のとおり開催しますので奮って参加して下さい。

・主催 春日市教育委員会

・開日 4月24日(日) 12時～12時30分受付 13時競技開始 16時競技終了予定

・集合場所 春日市スポーツセンター(雨天中止)

・コース 春日市内(約6km)

・対象 小学生から高齢者までの男女(家族づれも可)

・申込方法 スポーツセンターの

公式リーグ戦開幕・前夜祭

春日市野球連盟公式リーグ戦は3月6日(日)から開幕しますので、

窓口で受け付け。電話の申し込みも可。

☎(51)3234

ウォークラリーとは

ウォークラリーとは、白物車ラリーを単純化し、自ら歩くことにより行うものです。

主催者の定めたコースを間違わずに通過しているかマラソンの解答はあっているか、などを競います。

現在、よく行われている過路ハイキングやオリエンタリング的な場面を組み入れて、誰でも、親しみやすいスポーツとして取り組まれていきます。

連盟では5日午後6時から前夜祭を市文化会館で開催します。

開会式に引き続き選手団によるカラオケ、ゲーム等で賑わいます。

3月のこよみ



- 4日(金)・3種混合集団検診 (健康管理センター)
- 6日(日)・身体障害者の集団見合い
- 7日(月)・緑の週間―苗木の無料配布
- 8日(火)・春日市人権相談所を開設
- 12日(木)・春日市長、市議会議員 立候補予定者説明会
- ・西部航空音楽隊定期演奏会
- 15日(日)・所得税確定申告締め切り
- 21日(卯)・春分の日
- 23日(木)・世界気象デー
- 25日(土)・3種混合集団検診 (健康管理センター)
- 31日(木)・国民年金保険料、市営住宅 使用料、保育所保護者負担 金3月分納期限

市・県民税、所得税の申告 付け

昭和58年度の市民税、県民税の申告受付を左表の日程で行います。次に該当する方は必ず申告してください。また、当会場でも9日まで所得税の確定申告と納税の相談に応じています。

- ① 昭和58年1月1日現在、春日市内に居住されている人で、57年中に収入があった人。
- ② 給与所得者で、57年中に毎月給料から市・県民税を徴収された人。
- ③ 57年中収入がなくても申告書を送付された人。

市民税 申告受付日程

月 日	申告受付会場
3月 1日(火) 2日(水) 3日(木) 4日(金) 5日(土)	春日市文化会館 2階大会議室
7日(日)	春日市商工会 2階会議室
8日(月) 9日(火) 10日(水) 11日(木) 12日(金)	春日市文化会館 2階大会議室
14日(日) 15日(月)	市役所(本庁) 西別館3階

※受付時間
月曜日～金曜日 9:30～15:00
土曜日 9:30～12:00

国民健康保険からお願

国民健康保険税を算出するときの重要な資料となりますので、納税義務者は57年中収入がなくても申告をお願いします。

(国民年金課)

昭和58年度にかかる固定資産税課税台帳を左記のとおり関係者の観覧に供します。

【場所】本庁西別館税務課
【日時】3月1日～22日まで

58年度固定資産税

課税台帳見せませす

なお観覧は本人または代理(委任)者に限ります。印鑑をご持参ください。

(税務課資産税係)

お済みですか

所得税の確定申告
贈与税の申告など

昭和57年分の所得税の確定申告・贈与税の申告の期限は3月15日ですが、申告はもうお済みでしょうか。期前近になりますと税務署は大変混雑しますから、早めに申告をお済ませください。

申告書は、正しく、また記載例などを参考に、ご自分で記入して提出してください。

※申告に必要な書類など、くわしいことは筑紫税務署へおたずねください。☎(昭)1400

「手話」講習会に

ご参加ください。

手話講習会を次の要領で開催します。市民のなかにも「手話」についての関心が高まっていますのであなたのご参加を心からお待ちしています。

今年「国際コミュニケーション年」。「手話」を学ぶとき、コミュニケーションすることの大切さと素直さを必ず実感していただけたらと思います。

- ▽期間 4月12日～10月7日
- ▽とき 毎週大曜日と金曜日 夜7～9時
- ▽会場 春日市文化会館 2階大会議室
- ▽会費 2千円
- ▽募集人数 100人

定時刻補充生募集

筑紫丘高校・筑紫中央高校の定時刻課程で、働きながら学ぶ生徒を募集します。

- 募集人員 普通科1年生若干名
- 出願資格 中学を卒業した人および中学卒業程度の学力があると認められた人。年齢・性別を問いません。
- 出願締切 3月26日(木)まで
- 学力検査日時 3月27日(金)
- 検査科目 国語・社理英と面接
- 出願手続きその他くわしいことは筑紫丘高校(50)4061

▽主催 春日市身体障害者福祉協会

▽申し込み締切 4月5日

▽申し込み先 市福祉事務所福祉係

☎(50)1131

「手話」は、聴覚障害者が日常生活しているコミュニケーションの方法であり、手話によって情報を得、より自由に自らの生活を切り開く手段であります。ようやく市民にもこの「手話」に関心を持つ人々が、少しずつ増えていきます。

聴覚に障害を持つ人々が、あみ出し、育ててきた「手話」に、やと市民権が与えられつつあるというところでしょうか。しかしながら、まだまだ小さな集まりにすぎない「手話人口」を大きくするのは私たちの責任でもあります。

高校通信教育生の募集

筑紫中央高校(50)5479へ。福岡県内で一校だけの県立修猷館高校通信制で58年度の新入生を募集しています。

入学資格は中学校(新制)を卒業した人や同等以上の学力があると認められた人で、修業年限は4年以上。志願の手続き、学習の内容など詳しいことは福岡市早良区西新6-1-10(4)3822同学校教務係におたずね下さい。なお、通信制の願書受付は4月7日(木)まで、入学式は同10日です。

(印) (鑑) 登録は あなたの財産を守ります

印鑑登録証明書は不動産の登記、自動車の登録、公正証書の作成等に必ず提出を義務づけられていることでもわかるように、あなたの財産に直接かわりを持つ大切な書類です。

◇印鑑登録の手続き

【申請】本人が登録する印鑑を持って、市民課・東支所に申請して下さい。やむを得ず

代理人に依頼するときは、委任状または代理権授与通知書（用紙は窓口にあります）が必要となります。

なお、15歳未満の人と禁治産者は申請できません。また登録できる印鑑は1人1個に限り、同じ印鑑を複数の人が登録することはできません。

【文書による照会】印鑑登録の申請をされても、本人かどうか確認できない場合、印鑑登録証は交付できません。本人かどうか確認するために市から照会書を申請者本人宛に郵送しますので、回答書に必要なることを記入して本人または

代理人が持参して下さい。そのとき、印鑑登録証を交付します。

【印鑑登録証の即時交付】本人が登録申請にいられて次の書面のいずれかを提示し、本人と確認できる場合には、その場で印鑑登録証を交付することが出来ます。

①官公署の発行した免許証、許可証および身分証明書等で本人の写真が貼ってあるものまたは外国人登録証

②当市に印鑑登録している人で、登録申請者が本人であることを保証した書面（保証書・用紙は窓口にあります）

◇印鑑登録証は大切に

印鑑登録証明書の交付を受けようとするとき、必ず持参しなければいけないので登録印と同様に大切に保管して下さい。

印鑑登録証の提示がない場合は、どんな書面や登録印を提示されても印鑑登録証明書の発行はできません。万一、印鑑登録証を紛失したときは直ちに届出て下さい。この場合、それまでの登録を廃止して新たに登録しなければなりません。登録印をなくした場合も同様です。

◇印鑑登録証明書の交付

両日各地区の会場で、68歳以上の対象者の方に健康手帳または新しい高齢者医療証の交付を行いました。まだ受取っていない方は早急に保険証・印鑑・旧医療証・交付通知書を持参して、市役所国保年金課で交付を受けてください。

なお、2月1日からは、病院等で治療を受けるときは、健康手帳または高齢者医療証と保険証を窓口で提示して下さい。

(国保年金課)

印鑑登録をしてある市民課

または東支所に印鑑登録証を提示し申請して下さい。

【本人が申請する場合】印鑑登録証を持参し申請書に必要なことを記入し、いっしょに出して下さい。

【代理人が申請する場合】本人から印鑑登録証をあらかじめ申請書に必要なことを記入し、いっしょに出して下さい。この場合は、代理人の印鑑が必要となります。

【問い合わせ先】
市民課市民係(室) 11331
東支所(室) 1257

猟銃等講習会

猟銃や空気銃を引き続き所持される人は、事前に本講習を受けないと、更新申請ができなくなりしますので必ず受講して下さい。

○講習日 3月16日(日)

13時30分～16時30分

○会場 筑紫野警察会講堂

○対象者 5月まで猟銃や空気銃を引き続き所持される人

○受講手続き 写真(ライカ版)

1枚を添え3月8日(木)までに

保安係に申し込んで下さい

手数料1千200円と印鑑必要

○問い合わせ先 筑紫野警察署

保安係(室) 3131

保険証を 更新いたします

検認を受けてください

現在ご使用中の国民健康保険証の有効期限は、3月31日までになっていますので、4月1日以降は検認を受けないと使用できません。下記の日程で検認を行いますので、現在使用中の国民健康保険証(オレンジ色)と印鑑を持参して検認を受けてください。

国民健康保険の早期納付を

国民健康保険税を完納されてな

日時	会場
3月26日(土)	9:00 ~ 11:30 市役所本庁 春日原公民館 小倉町公民館
	13:00 ~ 15:30 上白水公民館 桜ヶ丘公民館 若葉台公民館 岡本公民館
3月27日(日)	9:00 ~ 11:30 千歳町公民館 須玖公民館 大和町公民館 春日公民館
	13:00 ~ 15:30 光徳府公民館 下白水公民館 紅葉ヶ丘公民館

受け取りましたか 健康手帳と 高齢者医療証

い方は、早めに金融機関または市役所収納課窓口で必ず納めてください。

なお、課税についてのお問い合わせは国民健康係へ、納税については収納課へご連絡ください。

老人保健法の施行(2月1日)に伴い、係では1月29日・30日の

今月の家庭園芸

さあ、家庭園芸シーズンの訪れです。

【上旬】 キンギョソウ、ストロクなど1年草の蕾よけをとり除き、新芽を伸ばす秋まき1年草と夏咲き宿根草には速効性肥料を薄くして追肥します。

【中旬】 ドリヤの芽は、かなりふくらんできますので、イモの首に1芽だけ付けて切り離し、分球



キンギョソウ

します。カンナ、ジンジャーもこの時期に分球します。ゼラニウムは鉢土はとり

母子・寡婦家庭に福祉資金貸し付け

福祉資金の貸付けを希望される方は、春日市福祉事務所に申し込みをしてください。貸付資金の種類等は次のとおりです。
▽就職支度・就学支度・修学・技能習得の各資金

かえ、茎は1/2に切り返して新しい芽や茎の伸びを助けてやります。早く開花した球根や、これから開花する1年草、宿根草には追肥をします。

サザンカ、モクセイなど花木の整枝・剪定とツバキ、サザンカなどの挿し木もこの時期です。

【下旬】 ベコニヤ、ケイトウ、コリウス、コスモス、ベチユニヤ、サルピヤ、マリーゴールド、ジニヤなどの春まき1年草の種まきも忘れないようにして下さい。これは夏から秋口にかけて花壇にぎわす主役たちです。

このほか、ガーベラ、リネウノヒゲなどの株分け、アマリリス、グロリオサなどの定植もあり、また芝生には全面的に化成肥料をまいてやり、目土として山土を入れてランナーをおおって、早らかならしておくことも緑を守ってやる大切な作業の一つです。

(花)のある暮らし

【締め切り】 3月25日

▽事業開始・事業継続・住宅(改装または補修のみ)・転宅・療養・結婚の各資金

【締め切り】 4月30日・7月30日・10月29日・59年1月30日の4回です。
なお、詳しいことは市場福祉事務所福祉係(50) 1131にお問い合わせください。

家庭菜園の入園者募集

昭和58年度家庭菜園の入園者を左記のとおり募集しますので希望される方はご応募下さい。

- ・募集区画 25区画程度 (1区画33坪)
- ・入園期間 58年4月1日～59年3月31日まで
- ・入園料 年額1千円
- ・菜園番号及び所在地 番号A～大字小字14200-1 (20区画程度)
- 番号日1大字春日1228

消費生活モニターを募集

市は消費者行政に市民のみなき人の意見を反映させるため昭和58年度の消費生活モニターを次のとおり募集します。

- 【募集人員等】 10人・任期58年4月1日～59年3月31日・資格1市内に住んでいて消費生活に関心のある人

【仕事の内容】 ①消費生活に関する講習会や展示会等への出席 ②消費生活に関する調査等の協力 ③消費生活につき日常気付いたことの連絡

- 【謝礼】 年間1万円
- 【応募方法】 ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号を記入し3月25日までに申込みください。
- 【応募先】 市民課経済係

(5区画程度)

- ・募集区画申込み方法 官製ハガキに住所、氏名、年齢、職業、電話番号及び希望菜園番号(A、B)を明記して申し込むこと
 - ・募集区画申込み先 〒春日市大字下白水1-1 春日市役所市民課経済係
 - ・申込み締切り 3月22日
- (必着)
※各菜園とも申込多数の場合は、抽選の上、当選者へ連絡します。

パネル写真展のお知らせ

- とき 3月末日まで
- 午前10時～午後6時
- ところ 電報春日原サービステーション春日原北町4丁目
- シヤンポール春日原1階
- パネル展内容 NHKのTV小説「よーいドン」ほか30点

春日市「少年の船」出航計画

- 本年の基本計画は次の通りです。
- 【期日】 58年8月7日～11日 (4泊5日)
- 【目的地】 沖縄(募集) 4月中旬
- 【募集団員】 小学生50人、中学生50人、指導員及びスタッフ50人
- 【費用】 募集時にお知らせします
- 春日市少年の船実行委員会事務局 春日市児童センター 内(50) 2431番

緑の羽根基金に協力を

緑の羽根基金に協力を

2月10日から3月31日までの期間の保護育成を目的に緑の羽根基金運動が福岡県で展開されます。本市では、3月7日(即)午前10時から、基金を兼ねて市役所建設部庁舎前でサンゴジュ、マメツグ、アペリアの苗木を市民のみなさんに無料で差し上げます。

本数に制限がありますので、早めにおこし下さい。詳細は市役所建設部管理課計画係へお問い合わせください。

不用犬引き取り日

変更のお知らせ

3月1日から、不用犬の引き取りが週1回になります。曜日と時間は次のとおりです。

- ▼引き取り日 毎週金曜日
- ▼時間 午前9時から10時まで
- ▼必要なもの 印鑑

ただし、金曜日または土曜日が休日の場合、不用犬の引き取りは中止しますのでご了承ください。

3月の水道修理当番店

- 3月1日(祝)～3月31日(祝) 筑業会(50) 6155
- 夜間(20) 0386
- 3月中の漏水修理等については右の業者か、春日那珂川水道企業団(50) 7001にご連絡ください。